届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
		接種法施行令第四条、第五条及び第六条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務
［略］	［略］	［略］

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	［略］	［略］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
［略］	［略］	［略］

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 **楢**葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	［略］	［略］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第六条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
［略］	［略］	［略］

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
		［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	［同上］	［同上］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
［同上］	［同上］	［同上］

届出をした指定町村の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 川俣町 広野町 **楢**葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯舘村	［同上］	［同上］
	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）	予防接種法第五条、第七条、第八条、第五章及び第二十八条並びに予防接種法施行令第四条から第七条まで及び第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の「　」の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。